

## 一、中川・綾瀬川流域の水害対策について

昨年10月に発生した台風21号がもたらした長雨により、中川では、水位が4.5メートルまで上昇する可能性があるとの国交省江戸川河川事務所の判断にもとづき、葛飾区は23日7時半に区内の中川右岸の地域に避難準備及び高齢者等避難開始を発令しました。地域防災無線で全区的に避難準備等が発令されたことを、区民は衝撃をもって受け止めました。

中川・綾瀬川流域は、江戸川と荒川という大きな川にはさまれたお盆の底のようになっており、そもそも水がたまりやすい地形です。また、平野部に源を発し、平均勾配が5000分の1というほとんど真っ平らな土地を流れていて、川としての流加能力がきわめて低いのです。こうした地形的条件に加えて、都市化が進みました。

そのもとで、近年の気候変動などにより集中豪雨やゲリラ豪雨が頻発しています。流下能力のきわめて低い川に急激に大量の雨水が流れ込むのです。

国は、中川・綾瀬川の流域では、流域の都市化の進展が著しく、河川整備だけでは治水対策に対応できないため、河川と流域の両面から水害の軽減と防止をはかる総合治水対策を実施しているとしています。1980年に国土交通省関東地方整備局、東京都、葛飾区など国や都県、流域の区市町村が構成メンバーの中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会が設置されました。1983年に協議会として「中川・綾瀬川流域整備計画」を策定、その後2000年に流域整備計画を改定しました。

そこで質問します。

Q1、都は、中川・綾瀬川流域の治水対策を都政の中でどのように位置づけていますか。位置づけを強化すべきだと思いますがいかがですか。

Q2、2000年に策定された「中川・綾瀬川流域整備計画」の暫定計画は、おおむね10か年以内の実施可能なものとして計画され、年超過確率1/10規模の降雨（48時間あたり217mm規模）に対して治水安全度を確保するとしています。

すでに策定後18年となりますが、都は協議会のメンバーとして進捗状況をどのように把握していますか。また、都は、この暫定計画に基づきどのような総合治水対策にとりくんできたのですか。それぞれお答えください。

Q3、おおむね10か年以内の実施可能な計画としてつくられた暫定計画策定からすでに18年と計画期間の倍近くの年月が経ち、新たな暫定計画を策定することが求められていると考えます。都は、「中川・綾瀬川流域整備計画」の改定を求めるべきだと思いますがいかがですか。対策協議会では改定は俎上に乗っているのですか。

Q 4、対策協議会はどのくらい開催されていますか。協議の実情やそこで課題とされていることなどについて明らかにしてください。

Q 5、暫定計画は 48 時間あたり 217mm 規模の降雨に対して治水安全度を確保するとしましたが、昨年の台風 21 号で葛飾区が避難準備を発令したときの降雨量は 48 時間あたり 167mm でした。暫定計画の目標よりかなり下回った降雨量でも、水位が 4.5 m まで上昇する可能性があり、避難準備が発令されたことを都はどのように考えますか。

Q 6、今後、さらに河川整備、下水道整備、公共施設や家庭での貯留・浸透施設の設置が求められていると思いますが、都はどのように推進するのですか。

## 二、児童扶養手当・児童育成手当の支給回数について

Q 1、厚生労働省は、来年度から、ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の支給回数を増やす方針を示しています。子ども家庭局の予算案の概要の説明資料では、児童扶養手当の支給回数について、2019年11月支給（8月分～10月分）から、現行の年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に見直すために、必要な措置を講ずるとされています。

現在の制度で支給回数が年3回で、まとめて支給される仕組みになっていることについては、毎月の収入に変動があることが家計管理を困難にしているという指摘があり、毎月支給にしてほしいという声が多く、当事者や子どもの貧困問題に取り組む方々からあがっていました。今回の厚生労働省の方針は、毎月支給に変更するものではありませんが、収入の変動を小さくする方向に改正するものであるといえます。

東京都は、児童扶養手当の支給回数を年3回から年6回に増やすことについて、ひとり親家庭等の家計の安定にとって、どのような意義があると考えていますか。

Q 2、東京都には、児童扶養手当と同様に、ひとり親家庭等に手当を給付する児童育成手当制度があります。対象となる子ども1人当たり月額13,500円を給付するもので、ひとり親家庭等の生活の安定に貢献する重要な制度です。

しかし、支給時期については、毎年2月、6月、10月の3回とされています。

児童育成手当についても、毎月の収入の変動を小さくする方向で、検討を行うべきではありませんか。

以上